

立憲主義の意義と役割を再確認する決議

先般、政府は、憲法第9条の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する旨の閣議決定を行った。また、政府は、集団的自衛権行使のための具体的法案を来年の通常国会に一括して提出するとの方針も表明している。

そもそも、恒久平和主義を是として、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を謳う憲法第9条のもとでは、集団的自衛権の行使は許容される余地がないものと解される。それゆえ、政府自身も、従前は、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権の行使はこれを超えるものとして憲法上許されないと立場を堅持してきた。

憲法第9条が定める平和主義は、国民主権・基本的人権の尊重と並び、日本国憲法の基本原理の一つである。それにも関わらず、政府は、憲法改正手続により主権者である国民の声を聴くこともなく、閣議決定のみにより、この基本原理を変更しようとしている。これは、政府が、憲法解釈の変更により事実上憲法第9条を空文化しようとしているに等しく、立憲主義を無視した政府による暴挙といわざるを得ない。このまま政府による立憲主義無視が見過ごされれば、今後、政府によるさらなる憲法の空洞化が進められ、憲法がその存在意義を失ってしまうおそれは極めて高い。

憲法とは、主権者である国民自身が、国家権力による侵害から自らの権利・自由を守るべく制定した、国家権力を制限するための最高法規である。ゆえに、内閣総理大臣をはじめとするすべての公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負わされており、憲法に違反する国家の行為はすべて無効とされる。このように国家権力を憲法に従わせるという理念こそが立憲主義であり、立憲主義は、近代憲法共通の根本理念である。

当連合会は、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更により容認しようとする閣議決定は、立憲主義を無視するものであり、違憲であると考えている。

当連合会は、立憲主義が戦後最大の危機に直面している今日の状況において、改めて、立憲主義の意義を再確認し、これを断固として守り抜く決意を表明するものである。

2014（平成26）年11月14日

四国弁護士会連合会